

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第55期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社ヤマウ

【英訳名】 YAMAU CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 権藤 勇夫

【本店の所在の場所】 福岡市早良区東入部五丁目15番7号

【電話番号】 092(872)3301(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 中村 健一郎

【最寄りの連絡場所】 福岡市早良区東入部五丁目15番7号

【電話番号】 092(872)3301(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 中村 健一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第54期 第3四半期 連結累計期間		第55期 第3四半期 連結累計期間		第54期	
		自 至	平成22年4月1日 平成22年12月31日	自 至	平成23年4月1日 平成23年12月31日	自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日
売上高	(千円)		8,889,975		8,393,958		13,541,843
経常利益又は経常損失()	(千円)		53,072		178,283		386,602
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失()	(千円)		18,503		190,400		258,586
四半期包括利益又は包括利益	(千円)		22,210		202,702		272,151
純資産額	(千円)		1,686,038		1,703,006		1,935,939
総資産額	(千円)		9,678,521		9,478,431		9,931,326
1株当たり四半期(当期) 純利益又は四半期純損失()	(円)		4.11		42.28		54.82
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)		2.18				30.41
自己資本比率	(%)		17.10		17.79		19.12
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)		309,762		55,319		785,469
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)		210,518		208,652		265,489
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)		210,510		168,882		362,723
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)		839,026		785,334		1,107,550

回次		第54期 第3四半期 連結会計期間		第55期 第3四半期 連結会計期間	
		自 至	平成22年10月1日 平成22年12月31日	自 至	平成23年10月1日 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益	(円)		37.81		21.45

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第55期第3四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

4. 第54期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

株式の取得に関する基本合意の締結

当社は平成23年12月26日開催の取締役会において、平成24年4月1日を譲受期日として開成工業株式会社の発行済株式の全部を取得することについて決議し、開成工業株式会社及び同社の代表取締役である谷富一昭氏との間で基本合意書を締結いたしました。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における当社グループを取り巻く経営環境につきましては、わが国経済が東日本大震災の影響から回復基調にありながらも、海外景気減速と円高進行等によりなお影を落とす中、当社の事業分野におきましては、平成23年11月21日に第3次補正予算が成立しましたが、この補正予算編成の遅れが公共工事の発注遅れにつながり、受注、売上ともに厳しい状況で推移いたしました。また、当該補正予算では東日本大震災の本格的な復興対策を盛り込んでおりますが、震災復興関連以外の公共事業については依然として縮減が続き、拡大する需給ギャップを背景に受注競争が一段と激しさを増すなど、厳しい市場環境が続いております。

このような経営環境下で当社は、競合他社との差別化を図るべく、プレキャスト化の推進による新たな需要の創造など提案力の強化によりシェア拡大を図るとともに、製造部門をはじめとする全社的なコスト削減に取り組み、コスト競争力の強化に努めて参りました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高が83億93百万円（前年同四半期比5.6%減）、営業損失が1億69百万円（前年同四半期は営業利益43百万円）、四半期純損失が1億90百万円（前年同四半期は四半期純利益18百万円）となりました。

なお、当社グループの売上高は公共工事関連の比重が高いため季節的変動が著しく、下期（第3、第4四半期連結会計期間）偏重の事業特性を有しております。そのため、売上高に対する費用負担の大きい上期（第1、第2四半期連結会計期間）につきましては、利益面ではマイナスとなりますが、売上高が増加する下期において利益が伸びる傾向にあります。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(コンクリート製品製造・販売事業)

コンクリート製品製造・販売事業の売上は、土木製品、景観製品、レジンコンクリート製品の販売によるものであります。

当第3四半期連結累計期間においては、建設投資の縮減傾向が続く状況下で、依然として当社を取り巻く環境は厳しい状況で推移しております。このような状況の中、主力の土木製品群を中心に、受注強化に継続的に取り組んで参りました。

その結果、当第3四半期連結累計期間においては、コンクリート製品製造・販売事業の売上高は、80億52百万円（前年同四半期比6.1%減）、セグメント損失（営業損失）は93百万円（前年同四半期は営業利益55百万円）となりました。

(情報機器の販売及び保守並びに環境関連商品の販売事業)

情報機器の販売及び保守並びに環境関連商品の販売事業の売上は、主に金融機関向け業務処理支援機器、貨幣処理機及びその周辺機器の販売並びにそれらの保守、LED照明の販売によるものであります。

当第3四半期連結累計期間においては、情報機器の販売及び保守並びに環境関連商品の販売事業の売上高は2億77百万円（前年同四半期比14.6%増）、セグメント損失（営業損失）は45百万円（前年同四半期は営業損失0百万円）となりました。

(コンクリート構造物の点検・調査事業)

コンクリート構造物の点検・調査事業の売上は、橋梁、トンネル等コンクリート構造物の点検・調査業務の請負、補修・補強設計業務の請負によるものであります。

当第3四半期連結累計期間においては、コンクリート構造物の点検・調査事業の売上高は63百万円（前年同四半期比16.9%減）、セグメント損失（営業損失）は30百万円（前年同四半期は営業損失10百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて7.7%減少し、64億4百万円となりました。これは、主として、商品及び製品が4億66百万円増加したものの、現金及び預金で3億35百万円、受取手形及び売掛金で7億82百万円それぞれ減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度に比べて2.8%増加し、30億73百万円となりました。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて4.6%減少し、94億78百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて0.9%減少し、65億5百万円となりました。これは、主として、支払手形及び買掛金が1億19百万円減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて11.1%減少し、12億69百万円となりました。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて2.8%減少し、77億75百万円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて12.0%減少し、17億3百万円となりました。これは、主として利益剰余金が2億11百万円減少したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、営業活動により55百万円増加し、投資活動により2億8百万円及び財務活動により1億68百万円それぞれ減少したことにより、当第3四半期連結会計期間末には7億85百万円（前年同四半期は8億39百万円）となりました。

当第3四半期連結累計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加は、55百万円（前年同四半期は3億9百万円の増加）となりました。これは主に、たな卸資産で4億91百万円、仕入債務で1億19百万円資金がそれぞれ減少したものの、売上債権の減少で7億65百万円資金が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における投資活動による資金の減少は、2億8百万円（前年同四半期は2億10百万円の減少）となりました。これは主に、生産設備や型枠の更新等、有形固定資産の取得による支出が1億40百万円、貸付けによる支出が50百万円あったことにより資金が減少したものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は、1億68百万円（前年同四半期は2億10百万円の減少）となりました。これは、長期借入金の返済により1億52百万円、リース債務の返済により60百万円、配当金の支払いにより20百万円それぞれ資金が減少したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は19百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,024,000
優先株式	2,000,000
計	22,024,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,506,000	同左	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)4、5、8
第1回優先株式 (行使価額修正条項 付新株予約権付社債 券等であります。)	2,000,000	同左	非上場	(注)2、3、4、6、7、8
計	7,506,000	同左		

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成24年2月1日からこの四半期報告書提出日までの第1回優先株式の転換により発行された株式数は、含まれておりません。

2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- (1) 株価の下落により、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使により取得されることとなる株式の数は増加いたします。
- (2) 行使価額の修正基準は、毎年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社普通株式の普通取引の毎事業日の終値の平均値といたします。
- (3) 行使価額は、前項記述の平均値が、34円を下回るときは34円を下限といたします。
- (4) 当社は、いつでも法令の定めるところに従って、優先株主との合意により当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を取得し、法令の定めるところに従って消却することができます。

3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、権利の売買に関する事項について、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間に取決めはありません。また、株券の貸借に関する事項について、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と会社の特別利害関係者等との間に取決めはありません。さらに、その他投資者の保護を図るための事項についても該当ありません。

4 当社の株式の単元株式数は、全ての種類の株式について1,000株であります。

5 当社の発行している普通株式は、株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であります。

6 第1回優先株式は、現物出資(借入金の株式化 600,000千円)により発行されたものであります。

7 優先株式の内容は次のとおりであります。

優先期末配当

- (1) 当社は、定款第58条に定める期末配当金を支払うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下、優先株式を有する株主を「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、当該事業年度の3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1事業年度につき優先株式1株当たり以下の計算式により算出される額または30円のいずれか少ない額の金銭(以下「優先期末配当金」という。)を、剰余金の分配可能額がある限り必ず支払う。

優先期末配当金の金額 = 300円 × 各事業年度毎に算出する本項(2)に定める年率(以下「配当年率」と

いう。)

ただし、当該事業年度において、に定める優先中間配当金を支払ったときは、上記金額から当該優先中間配当金の額を控除した額を優先期末配当金として支払う。

- (2) 優先期末配当率は、平成16年8月31日以降、次回配当率決定日の前日までの各事業年度について、以下の計算式により計算される年率とする。ただし、配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{配当率} = \text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月物}) + 1.50\%$$

配当率決定日は、初回は平成16年8月31日とし、以降毎年4月1日とする。ただし、当日が銀行休業日の場合は、前営業日を配当率決定日とする。

日本円TIBOR(6ヶ月物)は、各配当率決定日において、午前11時の日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されていないければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。

- (3) 優先株式に対する期末配当が、当該事業年度において本項(1)の優先期末配当金の額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 優先株式に対しては、1事業年度における期末配当としては本項(1)に規定する優先期末配当金の額を超えては配当しない。

優先中間配当

- (1) 当社は、定款第59条に定める金銭の分配をするときは、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先期末配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「優先中間配当金」という。)の分配を必ず行う。
- (2) 優先株式に対しては、本項(1)の優先中間配当金の額を超えては中間配当を行わない。

残余財産分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき300円までの金額を分配する。
- (2) 優先株式に対しては、300円を超えては残余財産の分配を行わない。

議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

種類株主総会の決議事項

法令に定める種類株主総会の承認事項及び次の事項については、種類株主総会の承認を要する。

剰余金の配当、中間配当、自己株式取得(優先株主による取得請求権の行使及び優先株主との合意による有償取得を含み、無償取得、会社法の規定に基づく株式買取請求権に応じた買取、会社法第234条第4項に基づく1株に満たない端株の買取及び同法第197条第3項に基づく所在不明株主の株式の買取は含まない)、資本または準備金の減少に伴う払い戻し(以下あわせて「剰余金の分配等」という。)の結果、最終の貸借対照表上の金額を基準として算定した純資産額が6億円を下回ることになる剰余金の分配等の決定。

取得請求権(1)

- (1) 優先株主は、平成21年4月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間(以下「請求可能期間」という。)において、当会社に対して、優先株式1株を取得するのと引換えに、当該優先株式の発行価額に相当する金銭の交付を請求することができる。この請求があった場合、当社は償還請求期間満了の日から1ヶ月以内に金銭を交付する。
- (2) 取得請求により交付すべき金銭の合計額が前事業年度における分配可能額の2分の1を超える場合、取得の順位は、請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。

合意による取得・消却

- (1) 当社は、いつでも法令に定めるところに従って、優先株主との合意により優先株式を有償で取得することができる。
- (2) 当会社は前項により取得した優先株式を法令に定めるところに従って消却することができる。

取得請求権(2)

- (1) 優先株主は、平成19年9月1日以降いつでも、当社の株主名簿管理人に対し、優先株式1株につき、以下の計算式により算出される数の普通株式を交付するよう請求することができる。ただし、以下の計算式による算出の結果1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

優先株式1株につき取得できる普通株式の数 = 300円 ÷ 本項(2)から(4)に従って定められる金額(以下「取得価額」という。)

- (2) 取得価額は、平成19年9月1日から平成20年8月31日までの間に取得請求を行う場合については、金111円とする(以下この価額を「当初取得価額」という。)

平成20年9月1日以降に取得請求を行う場合の取得価額については、毎年9月1日を取得価額修正日とし、取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、日本証券業協会が公表する当社普通株式の普通取引の毎事業日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を、次回取得価額修正日までの間の取得価額とする。ただし、前記の平均値が、当初取得価額を超えたときは当初取得価額を上限取得価額とし、当初取得価額の30%を下回ったときは当初取得価額の30%を下限取得価額とする。

- (3) 優先株式発行後に、以下のaからdのいずれかに該当する事情が生じた場合には、取得価額を以下の から に定める算定方法により調整する。

取得価額調整の算定方法

取得価額の調整は次の取得価額調整式によるものとする。ただし、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

取得価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、日本証券業協会が公表する当社普通株式の普通取引の毎事業日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

取得価額調整をすべき事情

- a 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)
- この場合、調整後取得価額は、払込期日の翌日以降または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- b 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- この場合、調整後取得価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- c 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式への新株予約権または取得請求権を行使できる証券を発行する場合。
- この場合、調整後取得価額は、その証券(権利)の発行日にまたは募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全額が取得されまたは全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または当該新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される(dについても同様とする。)

d 普通株式を取得することができる株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日(以下本項において「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合。

この場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券(権利)の全額が取得されまたは全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (4) 本項(3) a から d に掲げる場合の他、優先株式発行後に合併、資本の減少または普通株式の併合などが行われ、取得価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断する取得価額に変更する。
- (5) 本項(3)、(4)に基づき取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても本項(3)、(4)の規定を準用する。この場合、「取得価額」を「上限取得価額」または「下限取得価額」に置き換えるものとする。
- (6) 取得請求は、取得請求に要する書類及び優先株券を、当社の株主名簿管理人に呈示したとき(郵送の場合は到達したとき。)に行使されたものとし、取得請求の効力は取得請求行使時に発生するものとする。
- (7) 優先株式の取得請求権行使により発行された株式に対する最初の期末配当金または中間配当金は、取得の請求が、4月1日から9月30日の間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ取得請求があったものとみなしてこれを支払う。

株式併合・株式分割・募集株式・募集新株引受権

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式については、株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は優先株主には募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、優先株主に対して募集株式または募集新株予約権の割当てを行わない。

なお、本優先株式について、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

8 議決権の有無及びその理由

普通株式については議決権に制限はありません。

第1回優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること並びに普通株式を対価とする取得請求権が付されていること等の株式の内容との関係から、株主総会において議決権を有しないこととしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年12月31日		7,506,000		800,000		300,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式2,000,000		「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式1,002,000		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式4,495,000	4,495	同上
単元未満株式	普通株式 9,000		同上
発行済株式総数	7,506,000		
総株主の議決権		4,495	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式861株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ヤマウ	福岡市早良区東入部 5 - 15 - 7	1,002,000		1,002,000	13.35
計		1,002,000		1,002,000	13.35

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,441,920	1,106,835
受取手形及び売掛金	3 4,110,999	2, 3 3,328,323
有価証券	799	799
商品及び製品	1,157,760	1,623,916
仕掛品	81,834	100,522
原材料及び貯蔵品	130,127	137,124
その他	77,800	156,523
貸倒引当金	59,864	49,248
流動資産合計	6,941,379	6,404,797
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,295,989	1,295,989
その他(純額)	1,330,457	1,397,632
有形固定資産合計	2,626,447	2,693,622
無形固定資産		
のれん	19,884	11,362
その他	36,518	59,743
無形固定資産合計	56,402	71,105
投資その他の資産		
投資有価証券	212,064	202,660
その他	329,427	281,548
貸倒引当金	234,394	175,302
投資その他の資産合計	307,097	308,905
固定資産合計	2,989,947	3,073,634
資産合計	9,931,326	9,478,431
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,654,797	2 2,535,166
短期借入金	3,072,522	3,127,716
未払法人税等	23,162	16,977
賞与引当金	175,022	68,784
その他	641,186	757,140
流動負債合計	6,566,691	6,505,784
固定負債		
長期借入金	644,505	501,964
退職給付引当金	448,538	435,698
役員退職慰労引当金	157,858	148,037
その他	177,793	183,940
固定負債合計	1,428,695	1,269,640
負債合計	7,995,386	7,775,425

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	800,000	800,000
資本剰余金	300,000	300,000
利益剰余金	801,709	590,588
自己株式	11,809	11,809
株主資本合計	1,889,900	1,678,778
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,232	7,380
その他の包括利益累計額合計	9,232	7,380
少数株主持分	36,807	16,847
純資産合計	1,935,939	1,703,006
負債純資産合計	9,931,326	9,478,431

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	8,889,975	8,393,958
売上原価	6,674,644	6,381,234
売上総利益	2,215,330	2,012,723
販売費及び一般管理費	2,171,728	2,181,780
営業利益又は営業損失()	43,601	169,057
営業外収益		
受取利息	661	1,046
受取配当金	3,100	4,734
鉄屑処分収入	12,283	16,926
利用分量配当金	31,355	1,519
その他	44,113	41,484
営業外収益合計	91,514	65,712
営業外費用		
支払利息	64,329	58,611
その他	17,714	16,327
営業外費用合計	82,043	74,938
経常利益又は経常損失()	53,072	178,283
特別利益		
負ののれん発生益	-	5,409
貸倒引当金戻入額	22,533	-
その他	1,975	-
特別利益合計	24,508	5,409
特別損失		
固定資産除却損	7,809	7,130
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	22,976	-
投資有価証券評価損	18,740	1,882
その他	525	1,890
特別損失合計	50,052	10,904
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	27,529	183,777
法人税、住民税及び事業税	14,370	18,029
法人税等調整額	3,588	956
法人税等合計	10,782	17,073
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	16,746	200,850
少数株主損失()	1,756	10,450
四半期純利益又は四半期純損失()	18,503	190,400

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	16,746	200,850
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,464	1,852
その他の包括利益合計	5,464	1,852
四半期包括利益	22,210	202,702
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	23,967	192,252
少数株主に係る四半期包括利益	1,756	10,450

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	27,529	183,777
減価償却費	221,397	221,660
のれん償却額	8,521	8,521
負ののれん発生益	-	5,409
貸倒引当金の増減額(は減少)	63,730	1,564
賞与引当金の増減額(は減少)	39,271	106,238
退職給付引当金の増減額(は減少)	8,238	12,840
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	8,893	9,820
受取利息及び受取配当金	3,762	5,781
支払利息	64,329	58,611
投資有価証券評価損益(は益)	18,740	1,882
固定資産除却損	7,809	7,130
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	22,976	-
売上債権の増減額(は増加)	1,497,149	765,872
たな卸資産の増減額(は増加)	557,154	491,840
未収消費税等の増減額(は増加)	38,687	33,491
その他の流動資産の増減額(は増加)	12,319	2,347
その他の固定資産の増減額(は増加)	9,019	11,579
仕入債務の増減額(は減少)	605,095	119,630
未払消費税等の増減額(は減少)	93,436	1,173
その他の流動負債の増減額(は減少)	18,571	35,182
その他の固定負債の増減額(は減少)	139	19
その他	525	1,875
小計	446,763	120,698
利息及び配当金の受取額	3,762	5,781
利息の支払額	54,633	50,905
法人税等の支払額	86,129	20,255
営業活動によるキャッシュ・フロー	309,762	55,319
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	163,766	212,601
定期預金の払戻による収入	158,777	225,471
有形固定資産の取得による支出	165,548	140,379
無形固定資産の取得による支出	3,048	31,126
投資有価証券の取得による支出	21,410	1,403
投資有価証券の償還による収入	1,315	805
投資有価証券の売却による収入	-	3,188
子会社株式の取得による支出	-	4,100
貸付けによる支出	30,500	50,000
貸付金の回収による収入	18,000	4,927
その他	4,337	3,434
投資活動によるキャッシュ・フロー	210,518	208,652

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	60,000
長期借入れによる収入	10,000	5,000
長期借入金の返済による支出	161,408	152,347
少数株主からの払込みによる収入	2,000	-
リース債務の返済による支出	39,996	60,934
配当金の支払額	21,106	20,601
財務活動によるキャッシュ・フロー	210,510	168,882
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	111,267	322,215
現金及び現金同等物の期首残高	950,294	1,107,550
現金及び現金同等物の四半期末残高	839,026	785,334

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
1 債務保証 従業員の金融機関からの借入金に対し保証を行っております。 22,221千円	1 債務保証 従業員の金融機関からの借入金に対し保証を行っております。 17,875千円
	2 四半期連結会計期間末日満期手形の処理 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 77,295千円 支払手形 40,440千円
3 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 822,669千円 受取手形裏書譲渡高 99,522千円	3 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 732,559千円 受取手形裏書譲渡高 90,686千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

当社グループの事業は公共工事関連の比重が高いため、第1、第2四半期連結会計期間に比べ、第3、第4四半期連結会計期間の売上高が増加する傾向にあり、業績に季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年12月31日現在) 現金及び預金 1,171,907千円 預入期間が3か月超の定期預金 332,880千円 現金及び現金同等物 839,026千円	現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成23年12月31日現在) 現金及び預金 1,106,835千円 預入期間が3か月超の定期預金 321,500千円 現金及び現金同等物 785,334千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	9,006	2.000	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年6月29日 定時株主総会	第1回 優先株式	12,294	6.147	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	9,006	2.000	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年6月29日 定時株主総会	第1回 優先株式	11,700	5.850	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	コンクリート 製品製造・販 売事業	情報機器の販 売及び保守並 びに環境関連 商品の販売事 業	コンクリート 構造物の点検 ・調査事業	調整額	四半期連結損 益計算書計上 額
売上高					
外部顧客への売上高	8,572,123	240,993	76,858		8,889,975
セグメント間の内部売上高 又は振替高	357	948		1,305	
計	8,572,480	241,941	76,858	1,305	8,889,975
セグメント利益又は損失 ()	55,247	911	10,733		43,601

(注) セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	コンクリート 製品製造・販 売事業	情報機器の販 売及び保守並 びに環境関連 商品の販売事 業	コンクリート 構造物の点検 ・調査事業	調整額	四半期連結損 益計算書計上 額
売上高					
外部顧客への売上高	8,052,902	277,168	63,886		8,393,958
セグメント間の内部売上高 又は振替高	31	144		176	
計	8,052,934	277,313	63,886	176	8,393,958
セグメント損失()	93,269	45,742	30,270	225	169,057

(注) 1. セグメント損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()	4円11銭	42円28銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	18,503	190,400
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	18,503	190,400
普通株式の期中平均株式数(株)	4,503,499	4,503,139
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2円18銭	
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	4,000,000	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月13日

株式会社ヤマウ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 村 勝 美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 野 真 紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマウの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヤマウ及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。